

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の経緯

川崎市教育委員会では、学校施設の更なる有効活用を目指して令和 6(2024)年 2 月に「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針」を策定し、今後の取組の方向性として、「もっと使ってもらう」、「使いやすくする」、「みんなで使う」という 3 つの基本コンセプトとともに、受益者負担の考え方を示している。

令和 6(2024)年度においては、①関連する制度や手法の整理・統合、②予約システム及びスマートロックの導入、③運営体制等の見直し、④使用料の見直しの各種取組を進めており、これに伴い、令和 7(2025)年度に向けて「川崎市立学校の施設の開放に関する規則」の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 関連する制度や手法の整理・統合

「川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則」に掲げている特別開放施設を整理し、本規則に統合する。

【特別開放施設一覧】

施設名	該当室名	改正後の規則における位置付け
川崎市立土橋小学校	多目的ホール	特別教室
川崎市立犬蔵中学校	格技室	武道場
生田中学校特別創作活動センター	和室、料理室、陶芸室、美術工芸室、会議室	特別教室
はるひ野地域交流センター	大ホール、小ホール、ミーティングルーム	特別教室

(2) 予約システム及びスマートロックの導入

令和 7(2025)年度から、開放施設における使用申込み等の手続きについて、予約システムによる電子申請を可能とする。

(3) 運営体制等の見直し

現在の学校施設開放運営委員会による運営を継続しつつ、利用者による相互協力を前提とした持続可能な仕組みへ移行する。

(4) 使用料の見直し

本市の「使用料・手数料の設定基準」に基づき、運動場（校庭）、体育館、武道場、特別教室、陶芸窯の使用料を見直す。

3 今後の予定

(1) 令和 6(2024)年 12 月から令和 7(2025)年 1 月にかけて、各区で利用者向け説明会を開催し、制度変更等の周知を行う。

(2) 令和 7(2025)4 月分の使用から、予約システム等による運用を開始するとともに、新たな使用料を徴収する。